

発室発第 100 号
平成 26 年 10 月 14 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課長 殿

日本原子力発電株式会社

執行役員 発電管理室長 石坂 善

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 25 年 12 月 19 日付け東二総発第 32 号にて届け出ました「東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、通報連絡先組織名称の変更に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以 上

添付資料

東海第二発電所原子力防災業務計画 読替表

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前	読替後	備考
別図2-9-1 警戒事象に基づく連絡経路	別図2-9-1 警戒事象に基づく連絡経路	組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

[illegible]

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前	読替後	備考
別図 2-9-3 対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路— （事業所外運搬での事象発生） 運搬責任者 ↓ 原子力防災管理者 事象発生場所を管轄する 都道府県知事 事象発生場所を管轄する 市町村長 事象発生場所を管轄する 警察署 事象発生場所を管轄する 消防署 事象発生場所を管轄する 労働基準監督署 事象発生場所を管轄する 海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 経済産業省関東経済産業局 総務企画部総務課 国土交通省海事局 検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省自動車局 環境政策課 (事象発生場所が陸上の場合) (国土交通大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁原子力防災政策課 (原子力規制委員会) 内閣府 (内閣総理大臣) 内閣府政策統括官付 内閣官房 消防庁予防課特殊災害室 消防庁宿直室 消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室 原子力緊急時 支援・研修センター 太字は原災法第 10 条 1 項に基づく通報先 太字は防災基本計画に基づく連絡先 —— 電話 ----- FAX	別図 2 9 3 対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路— （事業所外運搬での事象発生） 運搬責任者 ↓ 原子力防災管理者 事象発生場所を管轄する 都道府県知事 事象発生場所を管轄する 市町村長 事象発生場所を管轄する 警察署 事象発生場所を管轄する 消防署 事象発生場所を管轄する 労働基準監督署 事象発生場所を管轄する 海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 経済産業省関東経済産業局 総務企画部総務課 国土交通省海事局 検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省自動車局 環境政策課 (事象発生場所が陸上の場合) (国土交通大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 内閣府 (内閣総理大臣) 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 内閣官房 消防庁予防課特殊災害室 消防庁宿直室 消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室 原子力緊急時 支援・研修センター 太字は原災法第 10 条 1 項に基づく通報先 太字は防災基本計画に基づく連絡先 —— 電話 ----- FAX	組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前	読替後	備考
別図 2-9-5 対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （事業所外運搬での事象発生） 運搬責任者 ↓ 原子力防災管理者 太字 は原災法第 10 条 1 項に基づく通報先 太字 は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 FAX 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 経済産業省関東経済産業局総務企画部総務課 国土交通省海事局検査測度課（事象発生場所が海上の場合） 国土交通省自動車局環境政策課（事象発生場所が陸上の場合）（国土交通大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁原子力防災政策課（原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 現地対策本部 オフサイトセンター（現地事故連絡対策会議）又は原子力災害合同協議会 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 内閣府政策統括官付 内閣官房 消防庁予防課特殊災害室 消防庁宿直室 消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室 原子力緊急時支援・研修センター	別図 2-9-5 対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （事業所外運搬での事象発生） 運搬責任者 ↓ 原子力防災管理者 太字 は原災法第 10 条 1 項に基づく通報先 太字 は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 FAX 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 経済産業省関東経済産業局総務企画部総務課 国土交通省海事局検査測度課（事象発生場所が海上の場合） 国土交通省自動車局環境政策課（事象発生場所が陸上の場合）（国土交通大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 内閣府（内閣総理大臣） 現地対策本部 オフサイトセンター（現地事故連絡対策会議）又は原子力災害合同協議会 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 内閣官房 消防庁予防課特殊災害室 消防庁宿直室 消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室 原子力緊急時支援・研修センター 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更	組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更